

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成 27 年 6 月 5 日京都市条例第 4 号）（行財政局人事部人事課）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、「特定警察職員等」の定義を定める地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法が一部改正されるため、京都市職員の再任用に関する条例及び京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の規定を整備することとしました。

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとしました。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成27年6月5日

京都市長 門川大作

京都市条例第4号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号」に改める。

- (1) 京都市職員の再任用に関する条例附則第4項表以外の部分
- (2) 京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第71号）附則第2項

附則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)